

東大阪市教育委員会令和元年9月定例会

1 日 時 令和元年9月9日(月)

開会 午後2時00分

閉会 午後2時18分

2 場 所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長	土 屋 宝 土
教育長職務代理者	堤 晶 子
委 員	山 中 雅 仁
委 員	秦 卓 宏

(出席説明員)

教育次長	大 原 俊 也
教育次長	諸 角 裕 久
教育総務部長	北 林 康 男
学校教育部長	岩 本 秀 彦
社会教育部長	福 原 信 吾
学校教育部参事	森 田 好 一
教育政策室長	山 本 清 弥
小中一貫教育推進室長	出 口 博 文
教育総務部次長	杉 本 篤 史
学校教育部次長	来 田 茂
人権教育室長	竹 中 重 雄
教育センター所長	根 井 加 奈 美
社会教育部次長	安 井 晶

4 議 事

(土屋教育長)

ただ今から、東大阪市教育委員会令和元年9月定例会を開会いたします。

なお、村上委員におかれましては、本日の会議を欠席する旨の届出がされておりますので、ご報告致します。

本日の会議録署名委員は堤教育長職務代理者をお願いいたします。

本日の会議でございますが、日程第1「議案第48号 令和元年文化・スポーツ表彰被表彰者決定の件」から日程第3「請願第6号から請願第116号 教科書採択における傍聴人数に制限を設けない方向への努力を求める請願について」までを議題といたします。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

(大原教育次長)

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第48号 令和元年文化・スポーツ表彰被表彰者決定の件」につきましては、文化の日に開催する文化・スポーツ表彰式典におきまして、スポーツ部門に関しましては、各種体育大会において優秀な成績を修め、本市市民体育の振興に顕著な功績のごございました団体1団体、個人70名を、文化部門に関しましては、本市教育文化の発展向上に顕著な功績のあった団体7団体、個人51名を被表彰者としてご決定頂くものでございます。

続きまして、日程第2「報告第7号 委員会付議事項 臨時代理処理の件」につきましては、急施を要し、委員会に付議する暇がございませんでしたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づきまして、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。臨時代理第17号「令和2年第3回定例会提出議案の意見申し出の件」につきましては、市長より意見聴取のあった市議会令和元年第3回定例会提出議案につきまして、8月26日付で、これを了承したものの報告でございます。なお、教育委員会に係る議案の内容でございますが、まず、資料2ページからの「職員の分限の方法及び効果に関する条例等の一部を改正する条例制定の件」につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、地方公務員法等において定められている成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化が図られたことから、所要の改正を行うものでございます。次に、資料21ページからの「東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。次に、資料81ページからの「東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、幼児教育・保育の無償化の実施に伴う子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。次に、資料87ページからの「東大阪市立児童文化スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定の件」及び資料105ページからの「東大阪市花園ラグビー場条例の一部を改正する条例制定の件」

につきましては、利用料金制度を導入するにあたり、所要の改正を行うものでございます。次に、資料122ページからの「令和元年度東大阪市一般会計補正予算（第3回）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,956万9千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2,071億3,857万7千円とするものでございます。なお、このうち教育費につきましては、留守家庭児童育成クラブ整備事業として、留守家庭児童育成クラブにかかる教室改修工事費1,750万円を、図書館施設管理費として、新永和図書館にかかる建物借上料1,806万9千円を追加するもので、これにより補正後の教育費は136億9,757万9千円となります。

続きまして、臨時代理第18号「令和2年度使用視覚に障害のある児童生徒に対する拡大教科用図書採択の件」につきましては、視覚に障害のある児童生徒に対する令和2年度使用の拡大教科用図書につきまして、採択したものの報告でございます。

以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定、ご承認を賜われますようお願いいたします。

（土屋教育長）

それでは、ただいまの日程第1「議案第48号」から日程第2「報告第7号」までの案件につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

（各委員）

（なしの声あり）

（土屋教育長）

それでは、ただいまの日程第1「議案第48号」から日程第2「報告第7号」までの案件につきましては、いずれも原案のとおり、可決及び承認することにご異議ございませんか。

（各委員）

異議なし。

（土屋教育長）

ご異議なしと認めます。

日程第1「議案第48号」から日程第2「報告第7号」までにつきましては、いずれも原案のとおり、可決及び承認することと決しました。

（土屋教育長）

それでは引き続き、日程第3の請願について審議いたします。「請願第6号」から「請願第116号」までにつきましては、110名の請願者よりそれぞれ請願が出されておりますが、請願内容が同一であるため、一括して審議いたします。それでは、請願の説明をお願いいたします。

(大原教育次長)

それでは、説明させていただきます。

日程第3「請願第6号から請願第110号 教科書採択における傍聴人数に制限を設けない方向への努力を求める請願」につきましては、教科書採択における教育委員会議の傍聴について、現在12名を上限とする傍聴人数に制限を設けない方向への努力を求め提出されたものでございます。なお、請願受理日、請願者、請願要旨は、いずれも請願文書表及び受理請願一覧のとおりでございます。なお、本請願につきましては、令和元年8月定例会で審議いたしました「請願第1号から請願第5号」と同一内容のものでございます。以上でございます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(土屋教育長)

ただいまの日程第3「請願第6号から請願第110号」につきましては、8月定例会において本請願と同一内容のもの審議を行い、教育委員会議の公開方法についての検討は今後も続けていくとした上で不採択といたしました。本件につきましては、前回の審議内容以外で何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

(各委員)

(なしの声あり)

(土屋教育長)

特にご意見等ございませんので、前回と同様、本請願につきましては不採択といたしますがよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし。

(土屋教育長)

それでは、日程第3「請願第6号から請願第116号」までにつきましては不採択とさせていただきますが、他に何らかの公開方法がないのかについての検討は引き続きさせていただくということにいたします。

(土屋教育長)

次に、口頭報告をお願いいたします。

(教育政策室より概要を一括報告)

- ・ 後援名義
- 教育政策室 1件
- 学校教育推進室 5件
- 人権教育室 1件
- 社会教育課 1件

青少年スポーツ室 7件
文化財課 5件
社会教育センター 1件

(土屋教育長)

この際ですので、ご質問、ご意見等はございませんか。

(各委員)

(なしの声あり)

(土屋教育長)

本日予定いたしておりました議案審議はこれで終了いたしました。

本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。

それでは次回の日程を事務局よりお願いします。

(事務局より)

10月定例会につきましては、10月21日(月)午後2時開会を予定しております。

(土屋教育長)

それでは、これをもちまして、令和元年9月定例教育委員会を閉会いたします。委員の皆様方、また、ご出席の皆様、大変ご苦勞様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	土 屋 宝 土
東大阪市教育委員会教育長職務代理者	堤 晶 子